

森 雅昭 様

消費者庁長官 堀井 奈津子

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく開示決定に対する次の審査請求について、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称等	<p>食品表示課が、小林製薬の紅麹を含む健康食品の健康被害に関し、食品衛生基準審査課、厚生労働省食品監視安全課又は小林製薬株式会社とやり取りし、現に保有する次に掲げる行政文書。</p> <p>ただし、令和7年8月7日付け消食表第598号（開示請求：2025年第情40号）、令和7年8月7日付け消食表第601号（開示請求：2025年第情41号）及び令和7年8月7日付け消食表第602号（開示請求：2025年第情42号）において開示された行政文書を除く。</p> <ul style="list-style-type: none">・2024年3月22日のWeb会議に関する議事録・要点メモ・参加者記録・2024年3月26日の小林製薬ヒアリングに関する議事録・配布資料・2024年3月28日の薬事・食品衛生審議会・食品衛生分科会新開発食品調査部会・新開発食品評価調査会ワーキンググループに関する①企業名公表の判断過程の内部メモ・素案、②自主点検項目の作成過程のメモ、③大阪市保健所への通知文書（原案含む）・2024年3月29日に厚生労働省ウェブサイトに掲載されたペベルル酸の情報に関する決裁文書・厚生労働省ウェブサイトに掲載されたペベルル酸に関する情報のうち、2024年8月1日から9月18日までの期間に厚生労働省とやり取りされた①メール、書簡、チャット（Teams等）ログ、②会議の議事録、要点メモ、参加者記録、③内部決裁文書、報告書、リスク評価文書、④ペベルル酸毒性説の検討資料（下書き・素案を含む）、⑤有識者会議への説明資料、事務局メモ、⑥小林製薬関連資料の再整理文書、⑦食品衛生上の取扱いに関する協議文書・2024年3月22日から9月18日までの期間における小林製薬とのメール、書簡、チャット（Teams等）ログ
2 審査請求に係る開示決定等	<p>(1) 開示決定の日付、記号番号 令和8年1月19日消食表第22号</p> <p>(2) 開示決定をした者 消費者庁長官</p>

	(3) 開示決定の概要 添付書類①決定書不開示部分一覧表のとおり
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和8年2月4日 (2) 審査請求人 森 雅昭 (3) 審査請求の趣旨 令和8年1月19日消食表第22号決定を取り消し、「内容の精査を経ていない情報であり誤解を招くおそれがある」ことを理由として不開示とされた部分について、当該理由の合理性及び整合性を再検討した上で、改めて開示決定を行うことを求める。
4 諮問日・諮問番号	令和8年6月8日・令和8年（行情）諮問第770号

担当課等：消費者庁総務課 審査請求担当

電 話：03-3507-8800（代表）

住 所：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階